

ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質の第一種特定化学物質への指定等に係るスケジュールの再変更について（報告）

令和2年9月
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

平成31年4月末から令和元年5月頭にかけて開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第9回締約国会議（COP9）において、新たにジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質を同条約の附属書A（廃絶）に追加することが決定された。

これを踏まえ、令和元年7月24日の3省合同会合^{*1}において、ジコホル、PFOAとその塩及びPFOA関連物質を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）の第一種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が得られ、令和元年9月20日の3省合同会合^{*2}において、必要な措置についてとりまとめられている。

その内容について令和元年11月15日から12月14日にかけてパブリックコメントにより意見を募集した結果、PFOA関連物質に係るエッセンシャルユースの指定等について追加の検討が必要な事例が確認された。そのため、スケジュールの見直しを行い、令和2年1月16日の3省合同会合^{*1*2}において、令和2年12月以降施行の見込みであることを報告している。

さらに、令和元年7月24日の3省合同会合^{*1}において審議したPFOA関連物質の指定に関する内容は、PFOAに分解しない可能性がある物質が含まれるという指摘があり、各国の規制の方向性を調査するとともに条約事務局等とも調整の上、検討を継続しているところである。

このような状況を踏まえ、ジコホル、PFOAとその塩及びPFOA関連物質の第一種特定化学物質への指定等に係るスケジュールについては、改めて下記の通り進める予定である。

すなわち、昨年度の3省合同会合^{*1*2}において既に必要な措置がとりまとめられているジコホル、PFOAとその塩の第一種特定化学物質への指定、輸入禁止製品等の措置についての施行は令和3年10月以降になる見込みである。一方、PFOA関連物質の第一種特定化学物質への指定、エッセンシャルユースの指定、輸入禁止製品等の措置については、あらためて3省合同会合^{*1*2}での審議を行った上で、施行は令和4年3月以降になる見込みである。

○今後の予定（不確定要素を含むため、前後する可能性がある。）

<ジコホル、PFOAとその塩の第一種特定化学物質への指定、輸入禁止製品等に係る措置>

令和2年11月以降 TBT 通報^{*3}、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント

令和3年4月以降 公布

令和3年10月以降 施行

<PFOA関連物質の第一種特定化学物質への指定、エッセンシャルユースの指定、輸入禁止製品等に係る措置>

令和3年1月 3省合同会合^{*1}における第一種特定化学物質の指定に係る再審議

令和3年3月	3省合同会合 ^{※2} におけるエッセンシャルユース等に係る再審議
令和3年6月以降	TBT 通報 ^{※3} 、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
令和3年9月以降	公布
令和4年3月以降	施行

※1 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

※2 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

※3 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT 協定)に基づき、WTO 事務局に本件を通報し WTO 加盟国から意見を受付